

熊本市障がい者自立支援協議会の役割について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (障害者総合支援法)

第五章 障害福祉計画

(協議会の設置)

第八十九条の三 地方公共団体は、単独で又は共同して、障害者等への支援の体制の整備を図るため、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者(次項において「関係機関等」という。)により構成される協議会を置くように努めなければならない。

2 前項の協議会は、関係機関等が相互の連絡を図ることにより、地域における障害者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた体制の整備について協議を行うものとする。

熊本市障がい者自立支援協議会のイメージ

本会議（年3回：5月/10月/2月）

本会議の機能

委託相談支援事業者の中立性・公平性の確保のための処遇方策のあり方の協議

地域の関係機関によるネットワークの構築等

各部会の進捗管理・評価（検証）

障害福祉計画策定時の意見聴取

困難事例への対応のあり方の協議

地域の社会資源の点検及び開発

各種施策への提案＋提案の施策への反映状況調査

当事者意見の積極的聴取

- 進捗状況の報告
- 困難事例の報告
- 地域的課題の提起（抽出）
- 検討結果の報告 など

運営会議（正副会長・各部会長会議）

- 進捗状況の管理・評価
- 困難事例の共有・検討
- 地域的課題の対応策の検討依頼
- 検討結果の報告内容の協議・承認 など

専門部会（毎月など）

就労部会

子ども部会

相談支援部会
※くらし部会を統合

精神障がい者
地域移行支援部会

「難病」、「発達障がい」等制度の谷間にある方に対する課題等についても各部会で取り扱う

☆議事の基本構成

- 法制度改正・新たな取り組み等の概要紹介
- 部会報告、委託相談支援事業所報告 **※必須項目**
- テーマについての協議 **※必須項目**
- △ ミニ研修(困難事例共有など) **※近年は、部会での実施が中心**
- その他

☆特徴

○地域の社会資源関係者が多く参加

※本会議委員構成

委託相談支援事業者、障害福祉サービス事業者、保健・医療関係者、学校・教育機関関係者、企業・雇用機関関係者、障がい福祉施設関係者、障がい者関係団体代表者、学識経験者 等

○開催頻度が高い

(H30：本会議4回、部会約50回、その他各種運営会議、研修会、当事者交流会等)

○法制度、行政施策に関する説明が多い

○部会設置数が多く(4部会)、それぞれが主体的に様々な活動を展開

○本会議での研修や困難事例の取扱いが少ない

(部会単位での研修会、情報共有、スキルアップは充実)

平成30年度の部会の活動状況

| | 子ども部会 | 就労部会 | 相談支援部会 | 精神障がい者 地域移行支援部会 |
|-----------------------------------|---|---|--|--|
| 開催状況 | 年12回開催 | 年12回開催 | 年12回開催 | 年11回開催 |
| 構成 メンバー | 相談支援事業所 児童支援施設関係 行政(子発、教育委員会) 家族会 など | 相談支援事業所 就労移行支援事業所 就労継続支援A型 就労継続支援B型 支援学校 職業紹介・相談機関 当事者・家族会 企業 医療機関 など | 相談支援事業所(指定一般・特 定・障害児 含む) | 相談支援事業所 医療関係者 社会福祉法人 生活訓練事業所 |
| H30年度 の主な 取り組み ・ 協議内容 | <u>障がいのある児童の支援に ついて協議</u> ・ミニ研修 ・余暇活動支援マップ情報更新 ・事例検討 ・子どもプラグ検討 ほか | <u>障がいのある方の就労支援に ついて協議</u> ・就労フェア開催 ・ミニ研修 ・事例検討 ・しごといく(vol.7)作成 ・防災マニュアル作成 ・当事者主体研修会開催 ・熊本市障がい者サポート企業啓発 ・就労部会HPの管理運営 ほか | <u>障がい者(児)に関する課題を整理し、解決に向けての協議</u> ・ミニ研修 ・事例検討 ・ガイドライン内容把握 ・計画相談モニタリング検証 ・新規事業所のフォローアップ ・法改正に伴う運用の検討 ・地域生活支援拠点整備に向けた取り組み整理 ほか | <u>精神障がい者の地域移行・定着支援について協議</u> ・ミニ研修 ・退院支援ポスターの掲示及びリーフレット配布後の効果確認 ・指定一般相談支援事業所、高齢介護関係機関との交流 ・全体研修の企画、実施 ・区ごとの地域移行支援の取組と進捗報告 ほか |